

マイナンバー制度と税理士業務
税務行政の変容・税理士の責任・今後の展望

中央大学教授 酒井克彦

- 第1部 マイナンバー制度と税理士
- 第2部 税理士の守秘義務
- 第3部 なりすましに対する専門家責任 本人確認義務の検討

第1部 マイナンバー制度と税理士

はじめに

1

(1) 資産課税強化・ストック情報

ピケティ理論

消費税の逆進性問題

格差社会への対応が喫緊の課題



資産課税強化

相続税増税

所得税増税

いわゆる出国税

2 租税回避対策論の台頭

BEPS〔Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転〕

国内の議論

平成27年度税制改正大綱(平成27年1月14日閣議決定)は、「現在、G20、OECDが推進している『BEPSプロジェクト』や『非居住者に係る金融口座情報の自動的交換』の取組みは、国際的な租税回避を各国協調して防止することで、公平な課税を実現し、税制に対する納税者の信頼を確保するとともに、節税を利用しない企業の競争条件を改善するものである。わが国においても、こうしたグローバルな取組みの趣旨を十分に踏まえ、国境を越えた取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組んでいく。」としている。



租税回避防止・否認

3 マイナンバー制度の導入・資料情報制度の拡充



**フロー課税からストック課税へ
高額・悪質重点への実地調査と資料収集による抑止
金融機関・反面調査の展開**

平成 27 年 6 月 30 日付け「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」いわゆる骨太の方針は、「マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。」とする。

2 資料情報及び税務調査における今後の論点

(1) 法定外調書の位置付け

個人情報保護法 15 条《利用目的の特定》1 項は、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。」とし、2 項は、「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」と規定する。あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことは原則禁止である（保護法 16 ）。

もっとも、この例外として、法令に基づく場合（保護法 16 一）があり、例えば、所得税法 225 条 1 項の税務署長に対する支払調書の提出などがこれに当たることになる。

また、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することが禁じられている（保護法 23 柱書）。ここでも法令に基づく場合は例外とされているのであり、その例外としては国税通則法 74 条の 2 などの質問検査権行使がこれに当たると理解することができる。

もっとも、国税通則法にいう質問検査権行使がどこまで許容されているのかという点は、従前から、解釈に委ねられているところである。この点については、次の口に議論をシフトすべきであろう。

(2) 反面調査（金融機関調査）における質問検査権行使

イ 反面調査の際の「個別的必要性」

マイナンバーなどによる金融機関調査の展開が拡充されていくことが想定される前夜であるが、今一度、金融機関調査を含めた反面調査のあるべき法的手続きが論じられる必要

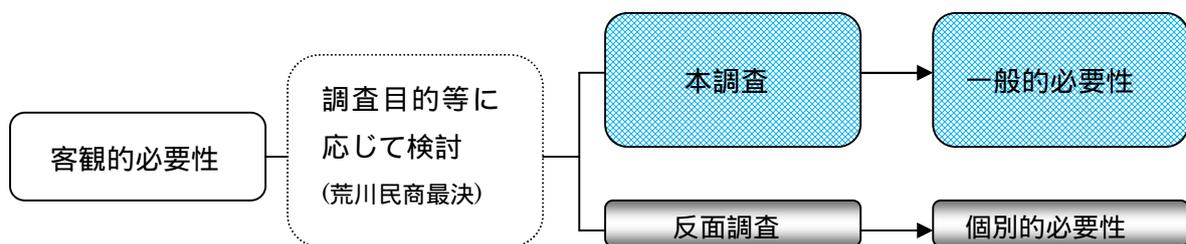
があるかもしれない。

納税者に対する調査(反面調査に対してここでは「本調査」という。)については、一般的必要性があれば税務調査が許容されると解することが妥当だと思われるところ、荒川民商事件最高裁昭和48年7月10日決定以降の判例の立場もこの見地によっている。

「所得税の終局的な賦課徴収にいたる過程においては、原判示の更正、決定の場合のみではなく、ほかにも予定納税額減額申請(所得税法一一三条一項)または青色申告承認申請(同法一四五条)の承認、却下の場合、純損失の繰戻による還付(同法一四二条二項)の場合、延納申請の許否(同法一三三条二項)の場合、繰上保全差押(国税通則法三八条三項)の場合等、税務署その他の税務官署による一定の処分のなされるべきことが法令上規定され、そのための事実認定と判断が要求される事項があり、これらの事項については、その認定判断に必要な範囲内で職権による調査が行なわれることは法の当然に許容するところと解すべきものであるところ、所得税法二三四条一項の規定は、国税庁、国税局または税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には、前記職権調査の一方法として、同条一項各号規定の者に対し質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行なう権限を認めた趣旨であつて、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要性があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべ[き]」

もっとも、同最高裁は、法定されていない税務調査に係る仔細の事柄については税務職員の合理的な裁量に委ねられるとしたのであるが、これは、本調査の問題を論じた事件における最高裁の態度の表明であり、更にいえば、調査に非協力的な団体と税務職員との対峙を前提とした事例であった。通常の協力要請に応じる姿勢をみせる反面調査の場合にこれらの2つの要素において大きく性質を異にしている。すなわち、荒川民商事件最高裁決定の射程範囲は例えば反面調査における問題を解決する先例となり得るのであろうか。

荒川民商事件最高裁決定は「具体的事情にかんがみ」て調査における法律問題を検討すべきとの立場であるから、同決定によるとしても、調査目的に応じて必要性の議論が展開されることは判決内容に齟齬を来すものではない。



そこで、反面調査においては個別的必要性説に従った取扱いがなされるべきではなかろうか。すなわち、反面調査は、個別の合理的な疑問を解消する理由に従ってなされるべきであり、その場合に、社会通念的視角から、被調査者たる反面調査先の私的利益との衡量の観点重視されるべきである。この点は、現実的には、守秘義務違反を犯さないような手続的な部内準則の用意や、調査終結宣言を反面調査にも適用させる等の法的整理が必要であろう。

ロ 反面調査における守秘義務ルール・終結宣言

反面調査は、守秘義務違反のおそれのある調査形態である。反面調査先の協力を得るために、通常の場合の反面調査の場面で本調査の納税者名を開示してしまうとすれば、本調査が実施されているという秘密を反面調査先に漏洩してしまう。とりわけ、金融機関調査において、稟議書等の各種部内資料を求める際に、本調査の被調査者名を明らかにする。

金融機関には守秘義務が課されているから漏洩のおそれはないとも考えられるが、守秘義務違反の問題において、漏洩先に守秘義務が課されているか否かは問題とはならないとする通説に従えばここで税務職員が守秘義務から解除されるわけではない。反面調査における守秘義務ルールの確立がなされるべきである。

また、反面調査先たる被調査者に調査が終了した旨を伝えることによって不安定な協力者の立場から解放をするという意味における宣言ルールも確立すべきであろう。

ハ 山口地裁平成 20 年 10 月 1 日判決について

反面調査についても荒川民商最高裁決定の射程範囲が及ぶと解するべきであろうか。

荒川民商最高裁決定の射程範囲を丁寧に分析する判決もある。この点、山口地裁平成 20 年 10 月 1 日判決(税資 258 号順号 11044)は、「最高裁昭和 48 年 7 月 10 日決定は、納税義務者が質問調査を拒否した事案に関するものであり、現行所得税法 234 条 1 項 3 号や法人税法 154 条の反面調査について当然に射程が及ぶものではない。」と判示する。

すると、実定法に定めのない部分について、荒川フォーミュラの適用もない場面でいかに解決するかは、質問検査権規定の解釈に委ねられるといわざるを得ないところである。この点、同地裁は次のように判示する。

3 資料情報制度の拡充 - 近年の主な資料情報制度等の充実

(1) 国外送金等調書制度

平成 9 年度税制改正において創設された国外送金等調書制度は、国境を超える資金移動の把握を目的とした制度であり、国際化に対応する我が国で初めての本格的な法定資料制度であるといえよう¹。対象としては、200 万円超の国外受送金が対象とされたが、その後の改正により、平成 21 年 4 月より 100 万円超の国外受送金が対象とされている。

(2) FX 取引の支払調書制度の拡充

平成 20 年度税制改正において、外国証拠金取引 (FX) 等の金融先物取引等について、支払調書の提出義務が拡充された。これは、商品取引所を介した取引のみを対象としていたものから、更に店頭取引にまで拡充するものであった。先物取引の全体の 9 割を占める店頭取引についての義務がないことが問題視されたのである。

「先物取引に関する調書」とは、商品取引所が、差金等決済があった商品先物取引又は金融商品先物取引等について、その取引主体別に、所轄税務署長に提出を義務づけられる調書をいい、同調書には、取引主体の氏名及び住所、決済の方法、取引の種類、数量及び対価の額等である。

(3) 金地金等の譲渡の対価の支払調書制度創設

平成 23 年度税制改正では「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」が創設された。金地金等の譲渡対価の額が 200 万円を超える場合には、その金地金等の売買の取扱業者は税務署へ支払調書を提出しなければならない。

同改正前から、金地金の売買を取り扱う業者は、「犯罪収益移転防止法 (H20.3.1 施行)」により、本人確認を行い、取引記録の保存が求められていたが、こちらはマネーロンダリング等の犯罪資金の取り締まりのためであった。なお、同制度は、支払調書の制度は売却金額の把握を目的としたものであるため²、金地金を購入した際の記録等については提出する必要はない。

この制度は、例えば、個人が金地金を金地金の取扱業者に売却する場合には、その本人確認を義務付け、支払金額等を記載した支払調書を「その支払の確定した日の属する月の翌月末日まで」に税務署長に提出しなければならないというものである。平成 24 年 1 月 1 日以後の譲渡から適用されている。

¹ 岡田俊明「税務資料情報をめぐる法的諸問題」青山社会科学紀要 39 巻 2 号 59 頁。

² 個人が金地金を売却した場合は、譲渡所得等として他の所得と合算して総合課税の対象とさる（事業等の場合には、事業所得又は雑所得として総合課税の対象となる）。金投資口座や金貯蓄口座などからの利益は金地金の現物譲渡とは異なり、金融取引に近いことから金類似消費の収益として一律 20% (所得税 15%、地方税 5%) の税率による源泉分離課税となる。

対象となる資産は、売却金額が 200 万円超の金地金、白金地金、金貨、白金貨の譲渡である。

(4) 外国親会社から付与されたストック・オプションの行使等に関する調書制度

平成 24 年度税制改正において、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使等に関する調書制度が創設された。

この調書制度は、外国法人がその発行済株式等の 50%以上を保有する内国法人の役員若しくは従業員である居住者又は外国法人の国内にある支店の役員若しくは従業員である居住者が、当該外国法人から付与された株式等を取得する権利の行使等をし、又は株式の価格等に連動して支給額が決定される給与等の支払を受けた場合には、当該内国法人又は支店の長は、外国株式等を取得する権利の行使等に関する調書を、その行使等又は支払があった日の属する年の翌年 3 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならない制度である。

なお、この制度は、平成 25 年 1 月 1 日以後に提出すべき調書について適用されている。

(5) 国外財産調書制度

国外財産調書制度は、平成 24 年度税制改正により導入されたものであるが、これは、居住者が国外に保有する財産に係る調書の提出を求める制度である。平成 24 年度税制改正大綱(平成 23 年 12 月 10 日閣議決定)は、「国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが近年増加傾向にあること等を踏まえ、内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設します。」としたのである。

国外財産調書の提出

イ その年の 12 月 31 日において価額の合計額が 5 千万円を超える国外に所在する財産(以下「国外財産」という。)を有する居住者は、当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」という。)を、翌年 3 月 15 日までに、税務署長に提出しなければならない。

(注) 財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできる。

ロ 国外財産調書に記載した国外財産については、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書への内容の記載は要しない。

(注) この場合、運用上、財産債務明細書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載する。

過少申告加算税等の特例

イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の特例

国外財産に係る所得税又は相続税について申告漏れ又は無申告(以下「申告漏れ等」と

いう。)がある場合において、提出された国外財産調書(更正・決定を予知して期限後に提出されたものを除く。)に、次のとおり当該申告漏れ等に係る国外財産の記載があるときは、当該記載がある部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額から当該申告漏れ等に係る所得税又は相続税の5%に相当する金額を控除した金額とする。

(イ) 次に掲げる所得に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書(譲渡、解約等がある場合はその前年分の国外財産調書。次のロにおいて同じ。)に、当該申告漏れ等となった所得に係る国外財産の記載があるとき

- (a) 国外財産から生じる利子・配当
- (b) 国外財産の貸付け・譲渡による所得
- (c) その他国外財産に起因して生じた所得(具体的事例を通達に例示)

(ロ) 国外財産に係る相続税について申告漏れ等がある場合において、被相続人により提出された相続の前年分の国外財産調書又は相続人により提出された相続の年分の国外財産調書のいずれかに、当該申告漏れ等に係る国外財産の記載があるとき

ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の特例

上記イ(イ)の所得に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書の提出がないとき(更正・決定を予知して期限後に提出されたときを含む。)又は提出された国外財産調書に当該申告漏れ等に係る国外財産の記載がない(記載不備を含む。)ときは、当該提出又は記載がない部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額に当該申告漏れ等に係る所得税の5%に相当する金額を加算した金額とする。

その他

イ 国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備。

ロ 国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則を設けた。法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とし、併せて、情状免除規定を設けた。

ハ その他所要の措置を講じます。

(注)上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用(上記ロの罰則については、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用)。

なお、その後、平成25年度税制改正において、国内の金融機関を通じて外国有価証券への投資を行っている場合については税務当局が必要な情報を把握することが可能なことから、この制度の対象とするよう対象資産が見直されている。

同年度税制改正大綱(平成25年1月29日閣議決定)は、「国外財産調書制度について、対象となる国外財産に国外にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている国内有価証券(国内法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。)を加え

るとともに、対象となる国外財産から国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国有価証券（外国法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。）を除外する。」とした。なお、上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用されている。

また、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務の明細書への記載は不要と整備された。

(6) 国外証券移管等調書制度

平成 26 年度税制改正において、国外証券移管等調書制度が創設された。

これにより、金融商品取引業者等の営業所の長が、顧客の依頼に基づき、当該営業所に開設された有価証券の保管等に係る口座（以下「国内証券口座」という。）から国外において金融商品取引業を営む者の営業所等に開設された有価証券の保管等に係る口座（以下「国外証券口座」という。）に有価証券の移管をした場合又は国内証券口座に国外証券口座から有価証券の移管を受けた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、その移管に係る有価証券の種類、数又は金額その他の事項を記載した調書を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされた。

なお、この制度は、平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる有価証券の移管について適用されている。

(7) 財産債務調書制度

平成 27 年度税制改正において、財産債務調書制度が創設された。

租税行政は、国外に所在する財産から生じる所得等について、従来から国外送金等調書をはじめ、税務調査その他の調査において収集した情報や、外国当局との情報交換により得た情報に基づいて執行している。しかしながら、こうした国外財産については、日本の税務当局が外国金融機関等に調査権限を行使することや、資料情報の提出を求めることは執行管轄権の制約から困難であり、また、条約に基づく情報交換により網羅的に納税者情報を求めることは困難であるなど、その把握体制には限界もあることが指摘されてきた。

このような状況の下、近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税漏れが増加してきており、国外財産に係る課税の適正化が喫緊の課題とされている。

かように適切な課税・徴収の確保の観点から、国外財産に係る情報の的確な把握への対応として、諸外国の例も参考にし（参考図表 3）、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして「国外財産調書制度」を創設することとされたのである。

新しい財産債務明細書は、現行法に次のような見直しを行い整備された。

(1) 提出基準の見直し

現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。

(2) 記載事項の見直し

現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。

(注) 財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとする。

(3) 過少申告加算税等の特例

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。

(4) その他

財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。

現行の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととする。

(注) この場合、運用上、財産債務調書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することとする。

財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとする。

その他、過少申告加算税等の特例など所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用される。

	改正前	改正後
名称(根拠法)	財産債務の明細書 (所得税法)	財産債務調書 (財産債務調書法)
提出基準	合計所得金額2,000万円超 対象者 36 万人(提出者 16 万人)	合計所得金額 2,000 万円超 かつ 総資産 3 億円以上又は有価証券等の国外転 出特例対象財産 1 億円以上 提出者 5,539 人(平成 25 年分ベース)
記載項目等	財産・負債(区分、種類、	国外財産(区分、種類、用途別、所在別、数

	価額)	量、価額)
加算税制度とのリンク (インセンティブ)	なし	財産債務調書に記載がある部分については、加算税を 5% 軽減 (所得税・相続税) 財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、加算税を 5% 加重 (所得税)
罰則	なし	国外送金等調書法 9 条 3 号及び 4 号の規定に該当する行為が認められた場合 (不答弁罪等)、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 なお、偽りの記載をした国外財産調書を提出した場合、正当な理由がなく提出期限内に国外財産調書を提出しなかった場合の罰則規定は設けられていない (国外財産調書制度と異なる点)。
質問検査権	所得税調査の際の質問検査権で確認	国外財産調書に関する質問検査権で確認
適用関係	廃止	平成 28 年 1 月 1 日以後から適用

(8) 法定調書の光ディスク等による提出義務

支払調書、源泉徴収票及び計算書のうち、その調書等の提出期限の属する年の前々年に提出すべきであった調書等の提出枚数が 1,000 枚以上である場合には、調書記載事項を電子計算処理組織 (e-Tax) を使用する方法マイナンバー光ディスク等に記録して提出する方法のいずれかにより所轄税務署長に対して提出しなければならないこととされた。それ以前からも光ディスク等による提出は可能であったが、かかる改正によって義務化されることとなった。

この改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき調書等について適用されている。

(9) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類

平成 27 年度税制改正において、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の提出制度が設けられた。

確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととする。ただし、下記 又は により提出し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要

しないこととする。

給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」という。）の適用を受ける居住者は、親族関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。

給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととし、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。

その他所要の措置を講ずる。

（注 1）上記の「親族関係書類」とは、次の 又は のいずれかの書類をいう。

戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）

（注 2）上記の「送金関係書類」とは、その年における次の 又は の書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするものをいう。

金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類

いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

（注 3）親族関係書類又は送金関係書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければならない。

（注 4）上記の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成 28 年分以後の所得税について適用する。

(10) FATCA 制度への協力

2012 年 6 月 12 日「FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」

2012 年 11 月 16 日「米国の FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明」

2013 年 12 月 18 日「米国の FATCA 実施円滑化等のために日米当局の相互協力・理解に関する声明の一部を修正する追加的声明」



- (1) 金融庁等が日本の金融機関に要請文を出して、実施状況を監督する。
- (2) 日本の金融機関は、口座を、情報提供に同意する協力米国人口座と情報提供に不同意な非協力口座に分ける。
- (3) 日本の金融機関は、協力米国人口座については、米国内国歳入庁 (IRS) に口座残高等を送付する。
- (4) IRS は、非協力口座の情報について日米租税条約の情報交換規定に基づく情報交換を国税庁に要請する。
- (5) 非協力口座については、租税条約実施特例法に規定する調査権限に基づいて情報を入手し、それを IRS に提供する。

対象となるのは、特定米国人であるがそのほかにも、米国市民、米国永住権を所有する日本人、米国居住者となる日本人も含む。

(11) 租税情報交換協定

2010年2月2日署名の対バミューダ租税協定以降、バハマ、ケイマン諸島、マン島、ジャージー島、ガーンジー島、リヒテンシュタイン公国、サモア独立国、マカオ、バージン諸島との間に租税情報交換協定が締結されてきている。

これらのタックスヘイブンの金融機関に預けてある預金等の情報が日本の租税行政庁に届くことになる。その情報は、国外財産調書制度の記載内容と照合されることになるであろう³。

4 マイナンバー制度

(1) 法定調書に記載すべきマイナンバー

(2) マイナンバー付番の拡張論

昭和63年の所得税法及び地方税法の改正により、個人の預金利子については原則として国税15%、地方税5%の分離課税が導入された。これを受けて、課税扱いの個人の預金利子による支払調書の提出が不要とされた(措法3)。もっとも、法人預金の利子については、所得税法212条3項の適用により所得税法が課され、法人が源泉徴収された所得税額は法人税の申告によって法人税額から控除される仕組みが採用されている関係から(法法68)、かかる源泉徴収税額の法人税額からの控除につき適正性を担保するために、金融機関には、支払調書の提出義務が課されている(所法225、措法3の2)。

その取扱いが現行上も継続されているため、租税行政庁は個人の金融機関の口座情報を法定調書によって入手することができない状況になっている。これが、我が国において、国際取引に係る所得の捕捉を困難なものとしている原因となっているという指摘もある。

³ 矢内一好 = 坪内二郎 = 高山政信 『国際税務に強い税理士になる本』7頁(中央経済社2015)。

金子宏教授は、この支払調書提出義務の停止措置について、次のように述べられる。すなわち、同教授は、「停止措置は、金融機関にとっては費用の節約となるし、利子所得の課税上はなんらの問題もないから、一見したところでは合理的な措置のように見える。しかし、利子所得の基となる預貯金の中には種々の脱漏所得が入り込んでいる可能性が大きいから、この停止措置は好ましいものではない。」とされる⁴。

【抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（平成 19 年 11 月 税制調査会答申）】

「資料情報制度については、所得捕捉を高めるため、取引関係者等の理解を得ながら、どこまで資料収集を拡充すべきかが問題となる。諸外国の例をみると、資金のフロー・ストックの把握という面から、例えばアメリカでは一定の国内送金、預金の入出金、海外送金等について、フランス等では預金口座の開設について資料の提出が義務付けられている。今後、このような例も参考にしつつ、所得の間接的な捕捉の観点から、金融資産関係の資料収集を拡充していくべきである。」

⁴ 金子宏「民守的税制と申告納税制度」税研 1997 年 11 月号 2 頁。

第2部 税理士の守秘義務

事案の紹介

本件は、税理士 Y に確定申告書の作成・提出などを継続的に依頼していた X が起こした損害賠償請求事件である。

X は、Y が自らが代表役員を務める税理士法人に対する弁護士法 23 条に基づく照会（以下「23 条照会」という。）に応じて、同税理士法人をして、X の承諾を得ないまま X の確定申告書控えなどを開示したことがプライバシー権を侵害する不法行為に当たると主張した。X は、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料 400 万円及び民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

事実関係

1 当事者及び関係者

- (1) X は、従前、「甲野工務店」の屋号で建築工事の請負を業としていた者であり、また平成 19 年 9 月に、株式会社丙川（以下「丙川社」という。）に入社し、平成 23 年 2 月 20 日まで同社に在籍していた。
- (2) Y は税理士であり、従前、個人で税理士業務をしていたが、平成 21 年 7 月 1 日に丁原税理士法人（以下「訴外税理士法人」という。）を設立し、その代表社員に就任し、以後は訴外税理士法人として税理士業務を行うようになった。また、Y は、丙川社の顧問税理士を務めていた。
- (3) 甲野花子（以下「甲野」という。）は、X の実母であり、従前、丙川社の代表取締役を務めていたが、平成 23 年 4 月 16 日にその地位を退任した。
- (4) 戊田竹夫（以下「戊田」という。）は、甲野の実兄であるが、丙川社の実質的なオーナーであり、併せて、平成 25 年 3 月 25 日まで甲田株式会社（以下「甲田社」という。）の代表取締役の地位にあった。

2 X による Y に対する確定申告手続の依頼と確定申告書・総勘定元帳の写しの保管

- (1) X は、平成 15 年分から平成 20 年分まで、Y に、所得税の確定申告手続を依頼し、Y はこれを受任して、X の確定申告書を作成した。なお、X が平成 21 年分の確定申告手続を依頼したか否かについては争いがある。
- (2) Y は、X の平成 15 年分から平成 21 年分の確定申告書の控え及び総勘定元帳の写しを申告手続終了後もそのまま保管していた。

3 別件訴訟の係属

- (1) 丙川社は、平成 23 年頃、乙野弁護士を訴訟代理人として、同社の前代表取締役であった甲野を被告として、京都地方裁判所に、甲野が代表取締役に在任中に、甲野の親族が所有する不動産を適正価格を大幅に上回る額で丙川社に買い取らせ、丙川社をして、平

成 22 年 4 月以降稼働実態のない甲野の三男に対し、給与及び賞与を支給させるとともに、X に係る法定福利費を負担させ、丙川社に損害を生じさせたと主張して、民法 709 条又は会社法 423 条 1 項に基づき、損害金 1400 余万円の支払を求めるとともに、丙川社が甲野に金銭の貸付けをしたとして、147 万余円の支払を求める別件訴訟を提起した。

(2) 京都地方裁判所は、別件訴訟につき、平成 24 年 11 月 29 日、丙川社の請求をいずれも棄却するとの判決を言い渡した。なお、同判決では、X が平成 22 年 4 月以降も丙川社で稼働していたものであり、稼働実態がないとは認められないと判示している。

(3) 丙川社は、上記判決を不服として、大阪高等裁判所に控訴したところ、同裁判所は、平成 25 年 6 月 28 日、原判決を変更して、甲野に対し、丙川社に 1227 万余円の支払を命じる判決を言い渡した。

(4) 甲野は、最高裁判所に不服を申し立てており、別件訴訟は現在上告審係属中である。

4 Y に対する弁護士法 23 条の 2 に基づく照会と Y の回答

(1) 別件訴訟における丙川社の訴訟代理人である乙野弁護士は、別件訴訟控訴審係属中である平成 24 年 12 月 27 日付けで、京都弁護士会に対し、訴外税理士法人を照会先として、本件照会申出理由を付して、次の照会事項について回答を求めため、弁護士法 23 条の 2 に基づく照会の申出をしたところ、同弁護士会は、これを受けて、同月 28 日、訴外税理士法人に対し、本件照会申出理由の付された本件照会申出書の写し自体を副本として添付して、その旨照会した（以下「本件照会」という。）。なお、本件照会申出の理由は、丙川社が、別件訴訟において、X が平成 22 年 3 月以降、体調を崩して就労困難な実態にあり、丙川社における就労実態がなかったことを立証するためのものであった。

「甲野太郎氏（控訴人）に関し、下記の点についてご回答ください。

記

1 訴外税理士法人（同法人の所属税理士）において、X の確定申告を行った、あるいは、関与されたことはありますか。

2 上記 1 において、あるという場合、その期間は、いつからいつまでですか（平成 年 から平成 年まで等）。

3 上記 1 において、あるという場合、確定申告を行った、あるいは関与された X の確定申告書及び総勘定元帳の写しを回答書に添付願います（大量にある場合は直近 10 年分で結構です）。

(2) 本件照会を受けた訴外税理士法人は、X の同意を得ることなく、平成 25 年 1 月 8 日付けで、京都弁護士会に対し、照会事項 1 につき、X の確定申告を行っていたこと、同 2 につき、その期間は平成 15 年から平成 21 年までであることを回答した上で、同 3 につき、上記 の期間の確定申告書及び総勘定元帳の各写し（平成 21 年分の総勘定元帳の写しを除く。）（以下「本件確定申告書等」という。）を CD R の形式で提供した（以下、上記 ~ の回答を併せて「本件照会回答」といい、 の回答のみを「本件開示行

為」という。)

なお、本件開示行為として、訴外税理士法人から提供された X の平成 21 年分確定申告書（控え）に添付された青色申告決算書には、「本年中における特殊事情」の欄に、「平成 21 年に関しては、体調不良(腰痛)のため就労することが出来なかった」との記載（以下「本件特殊事情記載」という。）がある。

5 別件訴訟における本件照会回答を踏まえた証拠提出

乙野弁護士は、別件訴訟の控訴審において、本件照会回答で得られた X の平成 20 年分及び 21 年分の各確定申告書（控え）を書証として提出した。

設問

Y 税理士が本件照会に応じて本件確定申告書等を開示したことが X に対する不法行為に該当するか

判決の要旨 大阪高裁平成 26 年 8 月 28 日判決（判時 2243 号 35 頁）

（ 1 ） 23 条照会に対する回答義務等について

ア 弁護士法 23 条の 2 第 1 項は、「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。」旨規定し、同条の 2 第 2 項は、「弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」旨規定している。

23 条照会の制度は、弁護士が受任事件について訴訟資料の収集や事実調査等の職務活動を円滑に行うために設けられた制度であるが、弁護士が基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とすること（弁護士法 1 条）に鑑み、この照会の制度も裁判における真実の発見と公正な判断に資するという公共的性格を有するものと位置付けられる。この公共的性格に鑑み、照会する権限を弁護士会に付与し、権限の発動を事件を受任した弁護士の申出にかからせるとともに、当該申出が 23 条照会の趣旨に照らして適当でないかどうかの認定判断を当該弁護士会の自律的審査に委ねているものと解される。

このような制度の趣旨に照らせば、23 条照会を受けた公務所又は公私の団体は、同照会に応じずに報告をしなかった場合についての制裁を定めた規定はないものの、当該照会により報告を求められた事項について、照会をした弁護士会に対して、法律上、原則として報告する公的な義務を負うものと解するのが相当である。

なお、上記義務は弁護士会に対する公的な義務であって、23 条照会を利用する個々の弁護士や依頼者個人に対する関係での義務ではないから、上記義務に違反して 23 条照会に対

する報告を拒絶したとしても、原則として、23 条照会の申出をした個々の弁護士や依頼者個人に対する関係で不法行為となるものではない。

イ 23 条照会は、上記のとおり公共的性格を有するものであるが、法文上、照会事項は「必要な事項」と規定されるのみで特段の定義や限定がなく、照会先も「公務所又は公私の団体」と広範囲であるため、事案によっては、照会を受けた者が照会事項について報告することが、個人のプライバシーや職業上の秘密保持義務等の保護されるべき他の権利利益を侵害するおそれのある場合も少なくないと考えられる。したがって、23 条照会を受けた者は、どのような場合でも報告義務を負うと解するのは相当ではなく、正当な理由がある場合には、報告を拒絶できると解すべきである。そして、正当な理由がある場合とは、照会に対する報告を拒絶することによって保護すべき権利利益が存在し、報告が得られないことによる不利益と照会に依りて報告することによる不利益とを比較衡量して、後者の不利益が勝ると認められる場合をいうものと解するのが相当である。この比較衡量は、23 条照会の制度の趣旨に照らし、保護すべき権利利益の内容や照会の必要性、照会事項の適否を含め、個々の事案に依りて具体的に行わなければならないものである。

(2) 税理士法 38 条に基づく守秘義務について

ア 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼に応えて納税義務の適正な実現を図るべく援助をするのであるから、税理士業務の遂行に当たって、納税義務者の資産、負債の状況、資金繰り、取引の内容等々の細部にまで立ち入ることとなり、他人に知られたくない秘密に接する機会が極めて多い。また、納税義務者としても、税理士を信頼し、そうした秘密に関わる事柄の詳細について真実を明らかにしてこそ、適正な納税義務の実現が図られることになり、納税義務者の秘密に関する事項を税理士がみだりに外部に漏らすことがあるとすれば、納税義務者は安心して税理士に委嘱することができず、両者の相互の信頼関係は成り立たないことになる。

税理士法 38 条に基づく守秘義務は、以上のような事情を考慮して規定されたものであって、税理士業務の根幹に関わる極めて重要な義務である。そのため、この守秘義務違反に対しては、税理士業務の禁止、1 年以内の税理士業務の停止又は戒告という一般の懲戒処分に加え、刑事罰として、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる(税理士法 46 条、59 条 1 項 2 号)。

イ 税理士の守秘義務の例外としての「正当な理由」(税理士法 38 条)とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいうと解されるところ、一般には 23 条照会に対する報告義務も「法令に基づく義務」に当たると解される。

もっとも、23 条照会に対する報告義務は絶対的なものではなく、被照会者は正当な理由があるときは報告を拒絶することができることと解されることは...のとおりである。そして、税理士の保持する納税義務者の情報にプライバシーに関する事項が含まれている場合、当該事項をみだりに第三者に開示されないという納税義務者の利益も保護すべき重要な利益に当たると解される。したがって、税理士は、23 条照会によって納税義務者のプライバシ

一に関する事項について報告を求められた場合、正当な理由があるときは、報告を拒絶すべきであり、それにもかかわらず照会に応じて報告したときは、税理士法 38 条の守秘義務に違反するものというべきである。そして、税理士が故意又は過失により、守秘義務に違反して納税義務者に関する情報を第三者（照会した弁護士会及び照会申出をした弁護士）に開示した場合には、当該納税義務者に対して不法行為責任を負うものと解される。

(3) 本件開示行為の違法性について

上記(1)(2)の説示に従い、本件開示行為が守秘義務に違反する違法な行為であるか否か、言い換えれば、Yは正当な理由により本件照会に対する報告を拒絶すべきであるのに本件開示行為を行ったものであるか否かを検討する。

ア 本件照会申出の理由は、丙川社が、別件訴訟において、Xが平成22年3月以降、体調を崩して就労困難な実態にあり、丙川社における就労実態がなかったことを立証するためのものということである。一方、照会事項は、…照会事項1～3であるが、照会事項1及び2は、同3の前提としてXの確定申告への関与の有無及び期間を尋ねるものであり、照会事項の中心は、同3の確定申告書及び総勘定元帳の写しの送付を求めることにあるものと認められる。しかし、Xの健康状態を立証するためであれば、医療機関等への照会によるのが直裁であり、収入の変動を通じて健康状態の悪化を立証するということが自体が迂遠というべきである。この点を措くとしても、平成22年3月以降のXの体調不良を立証しようとするのであれば、Xの平成22年の確定申告書等とそれ以前の確定申告書等を比較するのでなければ意味がないはずである。ところが、YがXの確定申告を行っていたのは平成15年から平成21年までであり（Yも上記照会事項2に対してそのように回答している。）平成22年の確定申告は担当していない。そうであるとすれば、Yの所持する確定申告書等だけではXが平成22年に体調不良により収入が減少したかどうかを認定することはおよそ期待できないというべきであるから、照合事項1、2の回答いかんにかかわらず最長10年間にわたる確定申告書等の送付を求める照会事項3は、23条照会としての必要性、相当性を欠く不適切なものといわざるを得ない。23条照会の公共的性格という観点からみても、本件照会が別件訴訟における真実の発見及び判断の適正を図るために必要かつ有益であるとは言い難い。

イ 他方、本件開示行為によって開示されたのは、Xの平成15年から21年までの7年間にわたる確定申告書及び総勘定元帳の写しである。確定申告書及び総勘定元帳の内容は、X本人の収入額の詳細のほか、営業活動の秘密にわたる事項や家族関係に関する事項等、プライバシーに関する事項を多く含むものであり、これらの事項がみだりに開示されないことに対するXの期待は保護すべき法益であり、これらの事項が開示されることによるXの不利益は看過しがたいものというべきである。

ウ 以上の検討の結果によれば、本件確定申告書等については、これが開示されることによるXの不利益が本件照会に応じないことによる不利益を上回ることが明らかである。したがって、Yが本件照会に応じて本件確定申告書等を送付したこと（本件開示行為）は、

守秘義務に違反する違法な行為というべきである。

これに対し、Yは、1 秘密の主体であるXは係争当事者である甲野の子であり、紛争と全く無関係の第三者ではないこと、2 本件確定申告書等は、別件訴訟の決定的な資料といえるものであることなどから、裁判における真実発見という開示によって得られる公共的利益がYのプライバシー権の保護の利益に優先するべきものである旨主張している。しかしながら、紛争と全く無関係の第三者ではないからといっても、X自身、甲野とは独立した人格を有するのであるから、別件訴訟の争点との関連性が希薄な7年間分の確定申告書や総勘定元帳の内容が開示されることの正当理由にはなりえない。また、本件確定申告書等にはたまたま本件特殊事情記載が存在したことから、それが別件訴訟の有力な証拠になったにすぎないのであって、それは結果論であり、一般的には、平成22年3月以降の就労不能の状態を立証する証拠として、平成15年～平成21年の確定申告書や総勘定元帳の記載内容とは関連が希薄であることは明らかであるから、Yの主張は採用できない。

(4) Yの故意・過失について

ア Yが本件照会に応じて本件確定申告書等を送付したことが違法と評価されることは、上記のとおりである。

Yは、税理士として、守秘義務の趣旨及びその重要性について当然認識していると考えられる。また、Yは、税務関係に限られるとはいえ、法律実務に従事する者であるから、本件照会申出の理由に照らして本件照会事項が適当でないことを十分認識し得たと考えられる（Y本人も、本件照会申出の理由と本件確定申告書等の内容とが直接関係がないと思った旨供述している。）

イ Yは、長年にわたり丙川社の会計及び申告業務に関与していたほか、丙川社の実質的オーナーである戊田の指示で丙川社の閉鎖を甲野らに伝えたり、甲野から丙川社の実印を預かったりするなど丙川社とは深い関係があり、本件照会時点では、戊田の関係する会社の顧問税理士として報酬を得ていた。また、別件訴訟では、丙川社申請の証人として証言したほか、調査スタッフの調査に協力するなど、丙川社側の立場で関与していた。一方、Yは、Xとの間でも平成二一年分の確定申告までは業務委嘱契約関係を有していた。すなわち、Yは、丙川社とXの双方と確定申告業務等の委嘱契約関係を有していたところ、本件照会は、丙川社の代理人弁護士からの照会申出に基づくものであり、本件開示行為は、Xのプライバシーに属する事項を含む情報を丙川社に提供する結果となるものである。

さらに、Yは、平成22年分以降は、Xから確定申告の依頼を受けておらず、本件照会の時点（平成24年12月）では依頼を受けなくなってから2年以上経過しているのであり、Xとの業務委嘱契約は黙示に解除されていたと解されるから、本来は、本件確定申告書等をXに返還すべきであり（近畿税理士会綱紀規則11条3項）返還していれば、本件照会時点で本件確定申告書等の情報は保持しておらず、したがって本件照会に対して報告できないはずのものであったともいえる。

以上のようなYと丙川社及びXとの関係からすれば、Yとしては、本件照会に対して、

守秘義務の観点から、一般の 23 条照会に比してより慎重に検討すべきであったのであり、X の意向も確認する等した上で本件照会に応じて報告することの適否を判断すべきであったといえる。

ウ 以上によれば、Y は、本件照会に対して本件確定申告書等の開示を拒絶すべきであること（本件開示行為が違法であること）を認識し得たものであり、そうでないとしても、X の意向を確認する等した上で本件照会への対応を判断すべきであったと認められる。したがって、Y は、少なくとも、X の意向を確認する等することもなく安易に本件照会に応じて本件開示行為を行ったことにつき、過失があるというべきである。

エ この点につき、Y は、23 条照会は、事前に、当該弁護士会が必要性、相当性を審査して行われていること、本件照会注意書に「本人の同意を得る必要がない」旨記載されていることを信じて本件開示行為に及んだものであり、X の意向を確認せずに本件照会に応じたことに過失はない旨主張している。

しかしながら、弁護士会が現実に 23 条照会申出の適否につき、どの程度の審査を行っているのか不明である上（前記認定のとおり、京都弁護士会は、乙野弁護士の申出を受け付けた当日に、直ちに本件照会を Y に発送しており、厳格な審査が行われた形跡はない。）前記のとおり、Y 自身、本件照会申出の理由と本件開示行為の対象である本件確定申告書等の関連性が希薄であることを認識していたと認められる。また、本件照会注意書に「本人の同意を得る必要がない」旨記載されているのは、個人情報保護法令との関係で 23 条照会が除外事由に当たることを示したにすぎず、23 条照会に応ずることの適否について本人の意向を確認することが常に不要であるとまでいうものではない。そして、上記イに記載の Y と丙川社及び X との関係をも考慮すると、Y の主張する上記各事情は、Y の過失を否定する根拠となるものではないというべきである。

解説

弁護士法 23 条の 2 の照会については、相手方に報告義務を課するものと解されている。

他方、政令指定都市の区長が、弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に応じて前科および犯罪経歴を報告したことが、過失による公権力の違法な行使に当たるとされた事例として、最高裁昭和 56 年 4 月 14 日第三小法廷判決(民集 35 官 3 号 620 頁)がある。

同最高裁は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのも

のではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものといわなければならない。本件において、原審の適法に確定したところによれば、京都弁護士会が訴外 A 弁護士の申出により京都市伏見区役所に照会し、同市中京区長に回付された被上告人の前科等の照会文書には、照会を必要とする事由としては、右照会文書に添付されていた A 弁護士の照会申出書に『中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため』とあったにすぎないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる解するのが相当である。…中京区長の本件報告を過失による公権力の違法な行使にあたるとした原審の判断は、結論において正当として是認することができる。」

この判例を前提とする限り、弁護士法 23 条の 2 に規定する照会に対する回答であるからといって、プライバシー侵害にならないということではないといえよう。

税理士は、その職務の性格上、依頼者の所得、財産、債務等についてその者個人の秘密に関する情報を知り得る立場にある。納税者は、収支状況、財産状況等を正確に税理士に提供することにより、代理人たる税理士の援助を得て適正な納税義務の実現を図ることとなる。

このように税理士には依頼者の情報が寄せられることになることから、税理士が正当な理由なく知り得た秘密を他に洩らしたり、自己又は第三者のために利用してはならないと規定されている。それが税理士法 38 条である。税理士の義務として「最も重要視される」とされるこの守秘義務が遵守されることによって、社会から信頼される税理士の職業の存立が保障されるのである(坂田純一『実践税理士法〔新版〕』246 頁(中央経済社 2015))。

本件事案は、この税理士の守秘義務と弁護士法 23 条の 2 に基づく照会要請との関係が論点となった事例である。

第3部 なりすましに対する専門家責任 本人確認義務の検討

事案の紹介

Xは、土地建物を所有権を有するとする売主から買い受けるに当たり、その登記申請を司法書士Yに委任した。Xは、売主が真正な所有者で、前記登記が問題なくなされるものと信じて売買代金等を支払った。

実際には売主は所有者の名をかたった無権利者であったため、Xは、Yがその者が提出した印鑑登録証明書が偽造されたものであることを見過ごすなどしたために損害を被ったと主張して、委任契約の債務不履行に基づき、前記代金相当額やYらに対する報酬などの合計4307万8000円及び遅延損害金の支払を求めた。

事実関係

(1) 当事者等

ア Xは、土木・建築工事業、不動産の売買及び仲介業務等を営む株式会社である。

イ Yは、司法書士である。

ウ 丁原松夫は、平成24年12月26日当時、本件不動産を所有する旨の登記を有していた。

(2) 売買契約・委任契約を締結する前日のやりとり

Yは、本件不動産の登記申請手続の依頼をYに持ちかけた戊田とともに、平成24年12月25日、買主であるXの乙山花子代表取締役、乙山梅夫取締役、甲田春夫部長(以下これらの者を「X関係者」という。)売主である「丁原松夫と名乗る者」(以下「自称丁原松夫」という。)乙山梅夫に本件取引を紹介した乙野夏夫と同人が乙山梅夫に引き合わせた丙山株式会社の商号で不動産業を営む丁川秋夫が集まっていたXの事務所を訪れ、Xから、本件不動産の売買契約に関する移転登記手続をして欲しいとの申出を受けた。その上で、Yは、売主として紹介された自称丁原松夫から本件運転免許証、住民票、本件印鑑登録証明書の提示を受け、同人の本人確認を行った。Yは、戊田以外の者とは、同日まで面識がなかった。本件不動産の所有者は丁原松夫であったが、自称丁原松夫は、丁原松夫になりすました別人であった。

(3) 本件売買契約及び本件委任契約の締結と登記申請

ア 自称丁原松夫、乙野夏夫、丁川秋夫、Yは、平成24年12月26日午前9時45分頃、再度X事務所に集合した。そして、Xは、自称丁原松夫(無権利者)との間で、本件不動産を代金3500万円で買い受ける旨の売買契約を締結した(以下「本件売買契約」という。)同契約における売買代金の支払時期については、所有権移転登記手続の登記申請が受理されたことを確認してから直ちに支払うとの約定であった。

なお、平成24年度の本件不動産の固定資産課税台帳に登録された評価額(以下「固定資

産評価額」という。)は、合計で 4410 万余円であった。

イ また、X は、同日、Y に対し、報酬を 7 万 8000 円として、本件不動産の所有権移転登記を原告名義に移転する旨の登記申請(売主の本人確認情報の作成(不動産登記法 23 条 4 項 2 号)を含む。)を委任した(以下「本件委任契約」という。)

その後、Y は、本件不動産について、本件売買契約を原因とする所有権移転登記をする旨の登記申請(以下「本件登記申請」という。)を行い、同申請が受理されたことを受けて X は、自称丁原松夫に対して、売買代金 3500 万円を、丙山株式会社を営む丁川秋夫に対して、本件売買の業務協定及び近隣対策費用として 800 万円をそれぞれ支払い、Y に対し、報酬として 7 万 8000 円を支払った。

(4) 登記申請の却下

前記(3)のとおり、Y は、平成 24 年 12 月 26 日、横浜地方法務局に登記申請をしたが、提出した登記申請書類には、本件不動産を売買した日及び登記申請の日付を翌日の 27 日付けと記載する誤りがあり、委任状の登記義務者欄には丁原松夫の署名がなく、さらには、委任状に添付した丁原松夫の印鑑登録証明書は偽造されたものであった。

本件登記申請は、平成 25 年 1 月 7 日、「代理人の権限を証する情報を記載した書面に登記義務者の記名がないこと、不動産登記令第 18 条 2 項の規定による印鑑に関する証明書の添付がないこと、及び登記申請時点において成立しない法律行為を登記原因としており、無効とされることが申請情報及び添付情報から明らかである」として却下された。

X の乙山梅夫取締役は、不動産の売買、賃貸等の情報を提供する者として有限会社戊原の代表取締役である乙野夏夫と面識があったところ、乙野夏夫は、平成 24 年 12 月上旬ころ、乙山取締役に対し、本件売買契約を持ちかけた。X は、同月 21 日、本件不動産を買うことを決め、乙野と同人が連れてきた丁川秋夫と打合せをし、売買代金を 3500 万円、丁川に渡す金額を 800 万円とすることを決め、同月 25 日までに 4300 万円を準備することとなった。もっとも、X は、同日までに売主とされた丁原松夫と面会したことはなく、自ら又は乙野らに依頼して、丁原松夫の本人性や本件不動産の権利性を裏付ける資料を事前に徴求するということもなかった。

(2) 本件登記申請前日のやりとり

X は、同月 25 日に本件不動産の売買契約を締結する予定でいたところ、同日、急きょ所有権移転登記の申請を依頼する予定であった司法書士が来られなくなったとのことで、売主側が司法書士を手配することとなった。

Y は、同日昼過ぎ頃に、当時 7 年間ほど仕事上の付き合いがあり、しばしば司法書士業務の紹介を受けていた戊田から、横浜の物件について所有権移転登記を実施するのだが、買主の会社で双方の立会いがあるので、売主の本人確認を行って欲しいとの要請を受けて、その旨了解した上で、同日夕方頃、戊田と共に原告事務所に赴いた。

Y は、同所において、売主として自称丁原松夫を紹介され、本件売買の対象物件の不動産登記簿謄本を渡されたところで、登記申請の必要書類等の確認を開始した。Y は、自称

丁原松夫に対して権利証の有無を確認したが、同人が権利証は紛失し所持していないとの回答をしたことから、本人確認情報作成のため、本人確認を行う旨伝えた上で顔写真付きの本人確認資料の提示を求めた。自称丁原松夫は、Yの求めに応じて本件運転免許証と本件印鑑登録証明書を提示した。

これらは、いずれも丁原松夫名義のものであったが、本件運転免許証は、その生年月日欄の「昭」、住所欄の「横」「町」及び交付欄の「成」の文字の部分にインクのにじみのようなものがあり、また、本件印鑑登録証明書も、生年月日欄の「昭和」、住所欄の「横浜市西区老松」という文字の部分に、印字のずれや、消去した文字の残像のようなもの（「老」「松」の字の下）があった。

Yは、運転免許証の顔写真と自称丁原松夫の顔を見比べ、住所と生年月日を質問をしたところ、風貌や質問に対する回答に不一致がなかったことからこれにより本人確認ができたものと考え、それ以上に同人に対して本件運転免許証や印鑑登録証明書に生じていた前記の点を追及して自称丁原松夫が丁原松夫本人であるか確認をすることはなかった。また、Yは、X関係者から、自称丁原松夫の運転免許証等を見せてほしいと要請され、同人の同意を得て同人が提示した運転免許証等を渡し、X関係者においても確認したが、その際にも、Yが前記の点を指摘するということとはなかった。

Yは、Xから、翌日午前中には登記申請を行いたいので、翌日午前9時にX事務所に来てほしいとの要請を受け、その旨了承をした。Yは、自宅に戻った後登記申請書類一式を起案して準備したが、その際、翌日が27日であると勘違いをしていたため、全ての書類の作成日付と登記原因である売買の日を平成24年12月27日と誤って記載した。

(3) 本件委任契約締結時のやりとりと本件登記申請

Yは、同月26日午前9時頃、Xの事務所を訪れ、自称丁原松夫に対し、準備してきた登記申請書類一式を一通り示して説明をし、登記原因証明情報と委任状の押印箇所に実印にて押印するよう指示し、委任状の義務者欄に署名するよう指示した。Yは、自称丁原松夫から書類を返還され、印鑑登録証明書を要求してこれを受け取ると、各書類の「丁」の印影と本件印鑑登録証明書上の「丁」の印影を対照して同一であると確認したが、委任状の登記義務者欄については、署名がされていないことを見落としした。

(4) 本件登記申請却下とその後のやりとり

Yは、同月27日、横浜地方法務局において、統轄登記官から、本件登記申請にかかる書類に偽造であるとの疑いがあり法務局で調査する、後日改めて連絡するが、調査で確定するまでは関係者には連絡しないようにと告げられた。その後、Yは平成25年1月10日に本件登記申請を却下する旨の決定書を受け取り、Xにその旨を報告した。

(5) 法務局及び司法書士会からの偽造書類に対する注意喚起

東京法務局は、東京司法書士会に対し、平成21年11月16日付の書面をもって、新たな手口により変造した印鑑登録証明書を添付した登記申請事件が発生していることを紹介し、注意喚起をするよう要請した。これによれば、その手口は、他人の印鑑登録証明書の印影・

氏名・生年月日・住所を何らかの方法により消去し、その上に登記義務者の氏名等を印刷するというものであり、一見本物そっくりに見えるが、氏名や住所等の上書きした部分について注意を払ってよく見ると、消去した文字の残像が一部残っているというものであった。前記要請を受けて、東京司法書士会は、総務部長名で、同会会員に対して「新たな手口による変造・偽造事件の発生について（お知らせ）」と題する書面を発出して東京法務局からの前記書面を情報提供するとともに、同総務部長のコメントとして、同人が現物を目視したところ一見しただけでは判別は極めて困難であるものの、住所・氏名・生年月日等、変造された箇所を注意深く見ると、消去された文字の痕跡が薄く残っていたり、トナーの粉のような薄い点々が見受けられるとして、会員に対して注意喚起をした。

設問

Yには、本人確認義務を怠った債務不履行責任があると認められるか否か。

判決の要旨

「ア まず、YがXに対して本件委任契約上いかなる債務を負っているかを検討するに、... Yは戊田から買主の会社で双方の立会いがあるので売主の本人確認を行って欲しいとの要請を受けてX事務所に赴いていること、同所においてX関係者から自称丁原松夫の運転免許証を見せて欲しいと依頼されていること、さらに、自称丁原松夫は権利証を所持していなかったことから本人確認情報の作成及び提供の上で運転免許証等による本人確認が必要であったことが認められ、その上で本件委任契約を締結しているのであるから、Yは、Xから、運転免許証や印鑑登録証明書等の登記申請書類の真否の確認を含む本人の確認を委任されたものと認められる。...

イ そこで、前記アを前提に、Yに過失による債務不履行があったか検討すると、... 本件運転免許証にはインクのにじみのようなものが、本件印鑑登録証明書にも印字のずれや、消去した文字の残像のようなものがあったこと、平成21年に東京法務局及び東京司法書士会がした注意喚起では、偽造された印鑑登録証明書には氏名や住所等の上書きした部分に消去した文字の残像が一部残っているなどと紹介されていることからすれば、Yとしては、前記不審な痕跡自体や、前記注意喚起で得た不正登記事案についての司法書士としての知識に照らし、本件運転免許証及び本件印鑑登録証明書の痕跡が不審であるとして自称丁原松夫に確認を求め、これらが真正なものであるか否か、ひいてはこれらを所持する自称丁原松夫が丁原松夫本人であるか否かを証明できる客観的資料の提出をさらに求めるとともに、Xに対しても不審な点があることを伝えて注意喚起をするべき義務があったというべきである。

しかるところ、Yは、本件印鑑登録証等に現れた不審な痕跡を看過し、運転免許証の顔写真との風貌の一致や生年月日等を確認したのみで本人性の確認を終えたというのであるか

ら、Yには、運転免許証や印鑑登録証明書等の登記申請書類の真否の確認を含む本人の確認を怠った過失があると認められる。〔下線及び丸数字は筆者による〕

解説

登記権利者から委託を受けた司法書士は、不動産登記申請代理に当たり、登記申請書添付書類の形式的審査をした上で、受任しに至る経緯、当事者から提出された書類等の形状及び当事者・代理人から事情聴取した内容等、職務上利し得た諸事情を総合的に判断し、登記義務者と本人との同一性を調査確認する義務がある(判時 2247 号 39 頁解説)。これが、司法書士の本人確認義務であるが、司法書士の一般的損害発生回避義務、公益配慮義務の具現化であり、実体法上の根拠は資格代理人が本人確認情報を提供する際の手続について定めた不動産登記法 23 条 4 項 1 号に求められるといわれている(加藤新太郎『司法書士の専門家責任』183 頁)。

このような義務は一般的には税理士には認められると思えないが、他面、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の要請により、今後は、本人確認義務が課されることになる。

その際、一般の番号取扱者に比してより専門家としての高度な注意義務が課されると解されるか否かについては議論のあるところであろう。もっとも、税理士には調査義務があると認定される事例も散見されているところであるから、かかる調査義務の延長として、高度な注意義務が課される余地は十分であろう。